

# 科学館における有償ボランティアの導入と課題 ～福岡市科学館サイエンスキャストを例に～

福岡市科学館 市民参画担当 龍興彩香

## 1. はじめに

福岡市科学館は、「サイエンス&クリエイティブ FUKUOKA」を事業コンセプトとし、「科学と感性の交流拠点として福岡から未来を創造していく科学館」として2017年10月に設置された。「人が育ち、未来をデザインしていく科学館」を運営の基本方針とし、地域とともに人の成長を支えることを第一に考えることを目指している。これらの実現のために、福岡市科学館の6つの約束を掲げている（図1）。

### 福岡市科学館の6つの約束

1. 科学を担う人やクリエイターなどと市民とが交流することによって、新しいサイエンスコミュニケーションのあり方を提案していきます。
2. 幼児から高齢者までに対応する展示とプログラムを充実することによって、すべての人が科学を楽しみ、創造するよるこびがある科学館をつくります。
3. 子どもたちの好奇心・疑問・考える力・創造性が育つ機会を提供することによって、一人ひとりの科学する力が伸びることに寄り添います。
4. 多様な市民、科学者、教員、保護者などと科学の協働プログラムを開発することによって、子どもたちが社会のなかで成長できる環境づくりに貢献します。
5. 福岡の人、モノ、コトなど、様々な資源を活用することによって、市民が科学的な視野で地域とその未来をデザインし、発信する活動を支援します。
6. 利用者との対話・交流を進めることによって、施設や事業の改善に努め、日々進化する科学館を目指します。

図1 福岡市科学館の6つの約束

6つの約束の1つ目、4つ目、5つ目の約束には、市民との交流や協働が掲げられており、これまでも市民により踏み込んだ科学館体験を提供することが課題とされてきた<sup>1</sup>。福岡市科学館では、開館当初より市民ボランティアとして、運営サポーター制度を導入し運営してきた。市民が科学館事業に参画する場として提供され、開館から2年でのべ70名以上のボランティア登録がなされている。2020年度からは、より踏み込んだ参画の場として、サイエンスキャスト制度(有償ボランティア制度)を新設する。2019年度後期よりサイエンスキャストの募集・研修が開始されている。本発表では、既存のボランティア制度に加え、新たに有償ボランティア制度を導入した背景と今後の計画、及び導入にあたっての課題を整理して述べたい。

1 福岡市科学館外部評価委員会議事録（平成30年度）<https://www.fukuokacity-kagakukan.jp/about/dfab0fb6e86efff76233d2314118fac9bb8459fd.pdf>

## 2. サイエンスキャストとは

福岡市科学館では、2020年度より有償ボランティア制度（以下、サイエンスキャスト制度）の導入を決定しており、2019年度後期よりサイエンスキャストの募集・研修を行っている。福岡市科学館はすでにボランティア制度として、「運営サポーター制度」の仕組みを開館当初から確立し、運営してきた。この運営サポーターの中で、より深くサイエンスコミュニケーションを学び、専門性を高めたボランティアを「サイエンスキャスト」と呼称し、サイエンスキャストとしての一部の活動に対して有償とすることを定めた。サイエンスキャストの主な活動は、基本展示室（常設展示室）内のサイエンスショー（30分程度のショー）とテーブルサイエンス（15分程度のミニトーク）での演示を予定している。

サイエンスキャストは、通常のボランティアの募集フローである説明会・面談・館長による研修のほかに、サイエンスコミュニケーション（SC）講座を受講する（図2、図3）。全7回の研修講座を受講したのち、福岡市科学館の職員による演示研修を受け、さらに職員から認定を受けて、サイエンスキャストとしての活動を行うことができる仕組みである。サイエンスキャストの任期は1年とし、年度末に継続意思を確認する。

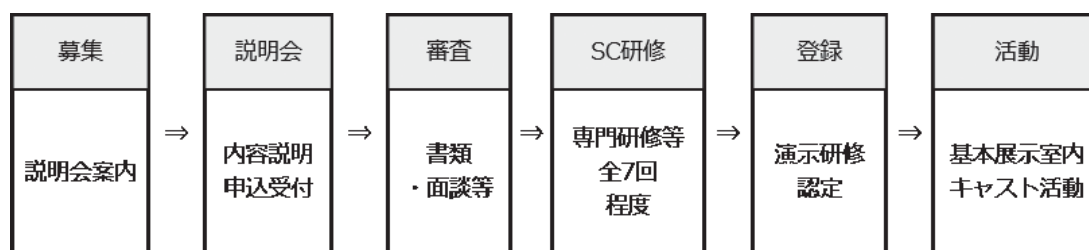


図2 サイエンスキャストの募集フロー

1	サイエンスコミュニケーションの理解	福岡市科学館におけるSC活動
2		福岡市科学館の未来を考える
3		サイエンスコミュニケーションの理解とその背景
4	演示と表現	自分を活かす演示と表現
5		伝えるための理論と技術
6	サイエンスコミュニケーションの実践	展示構成とストーリー
7		サイエンスショー、テーブルサイエンスの実演と解説

図3 サイエンスコミュニケーション講座

### 3. 導入の背景

#### 1) 福岡市科学館におけるサイエンスコミュニケーション

福岡市科学館は、「人が育ち、未来をデザインしていく科学館」を基本方針とし、その実現のために、サイエンスコミュニケーションを重要な手法としている。サイエンスコミュニケーションは、2003年の「科学技術理解増進と科学コミュニケーションの活性化について」では、「国民全体あるいは個々のコミュニティの科学知識や科学に対する意識を高めるためのコミュニケーション」と定義され、科学技術の専門家と一般公衆との溝を埋める役割を果たす人を科学コミュニケーター（サイエンスコミュニケーター；science communicatorの訳語）としている<sup>2</sup>。しかし現在においては、上記の定義も一面的であると批判されている<sup>3</sup>。渡辺によれば、広い意味でのサイエンスコミュニケーションとは、「個々人ひいては社会全体が、科学を活用することで豊かな生活を送るための知恵、関心、意欲、意見、理解、楽しみを身につけ、サイエンスリテラシーを高めあうことに寄与するコミュニケーション<sup>4</sup>」であると定義されている。

今回、福岡市科学館では、館職員で、展示フロアの案内・解説や各種イベントを行う人のことを「サイエンスコミュニケーター」と呼称すると定めた。また、科学館職員のみならず、館のボランティアスタッフである運営サポーターも「福岡市科学館のサイエンスコミュニケーター」として位置付ける方向が経営方針として示された。

#### 2) 福岡市科学館における市民参画

福岡市科学館では、開館から運営サポーター制度としてボランティアの受け入れを行ってきたが、ボランティア専門部署を設置していなかった。2019年度後期より、サイエンスキャストの本格的な募集・制度運営の開始に合わせて、市民参画担当部署を新設し、運営サポーターおよびサイエンスキャストの専門部署と定めた。

市民参画事業は、大きく運営サポーター制度などの大人の市民の参画事業と、高校生以下を対象とした子ども参画事業に分かれ、市民が科学館事業に関わることで「科学館＝自分のふるさと」という意識を醸成し、福岡市科学館が真に地域に根付いた科学館となることを目的としている。「人が育つ科学館」を目指す福岡市科学館にとってこの市民参画事業は、市民が主役になって育つ機会を提供する場として重要な役割を持つ。

2 「科学技術理解増進と科学コミュニケーションの活性化について」2003年11月、文部科学省 科学技術政策研究所

3 『科学を伝え、社会とつなぐ サイエンスコミュニケーションのはじめかた』独立行政法人国立科学博物館編、平成29年、丸善出版

4 同上、序章「サイエンスコミュニケーションのはじまり」渡辺政隆、p1

### 3) 運営サポーターの専門性の深化

福岡市科学館の運営サポーターは、2019年度で3期生を迎え、70名以上が運営サポーターとして登録している。運営サポーターの活動は、科学館の活動の多岐にわたっており（図4）、3年目を迎えた現在では、各人の得意分野が顕在化し、各活動で人材の固定化が目立ってきた。そこで、開館から5年目の2021年度を目処に、サポーターの専門性を高め、各活動に専門特化した少人数グループの形成を検討している。その先駆けとして、サイエンスショー、テーブルサイエンスを実施するサイエンスキャスト制度を導入することとした。

以上の3点を背景として、有償ボランティア制度「サイエンスキャスト制度」を導入した。既存のボランティア制度と異なり、サイエンスキャストの一部の活動に対して、①講師補助ではなく、単独の活動であること ②有料エリア内の活動であること ③専門性が高く、責任を伴うことの3点の理由から有償とすることを定めた。

## 4. 今後の計画

福岡市科学館では、市民が科学館事業に深く携わり、科学館の場で学び、成長する市民参画事業を運営の大きな柱としていく。サイエンスキャストには、登録前のサイエンスコミュニケーション講座の他に、認定後も継続的に研修の機会を提供することを検討している<sup>5</sup>。加えて、活動中の評価制度の整備も必要となる。



また、前述のように、福岡市科学館の運営サポーターは、2021年度を目途に専門性を高め、活動の特性に合わせて特化したグループを形成することを目指している。2020年度から実施のサイエンスキャストは、その先駆けとして導入されたものである。今後は、サイエンスキャストの他にも専門性を持ったサポーターのグループを構成したい。具体的には、ファシリテーションやコーチングの技法を深く学び、子ども参画事業に伴走する役割を持つサポーターの導入・育成を検討している。この専門性をもったサポーターには、サイエンスキャストと同様に一部の活動に対して有償とすることも併せて検討している。

5 登録前の研修中ではあるが、2020年2月には市民向けの「サイエンスコミュニケーション中級講座」の開講を予定している。

## 5. 課題

サイエンスキャスト制度の導入にあたり、課題となっているのは、以下の2点である。

ひとつは、サービスの質保証の問題である。科学館のサービスとしてのサイエンスショー、テーブルサイエンスを市民が担うことに関して、より一層の審査の厳しさが必要となる。そのためには、館職員による研修・認定の際に審査基準の明文化や認定合格・不合格ラインの明確化、それ以前に職員とサイエンスキャストとの信頼関係および相互理解を築くことが必須である。

二つ目は、「サイエンスコミュニケーション」「サイエンスコミュニケーター」や、福岡市科学館のコンセプトである「サイエンス&クリエイティブ」などの用語の定義の確立と共有である。特に「サイエンスコミュニケーション」などに関しては、用語の定義が抽象的であり、現在もその定義が更新され続けている。そこで、サイエンスコミュニケーターを職員の役割の呼称として定めた福岡市科学館では、オリジナリティをもった定義を確立し、職員全体に共有したい。また、サイエンスキャストをはじめとした市民が科学館を深い関わりを持つことで、福岡市科学館ならではの「サイエンスコミュニケーション」を広く提案したい。

## 6. 参考資料

福岡市科学館サイエンスキャスト規約（案）

### 参考文献

福岡市科学館外部評価委員会議事録（平成30年度）<https://www.fukuokacity-kagakukan.jp/about/dfab0fb6e86eff76233d2314118fac9bb8459fd.pdf>（最終閲覧日：2019年12月22日）

「科学技術理解増進と科学コミュニケーションの活性化について」2003年11月、文部科学省  
科学技術政策研究所

『科学を伝え、社会とつなぐ サイエンスコミュニケーションのはじめかた』独立行政法人国立科学博物館編、平成29年、丸善出版

---

## 福岡市科学館サイエンスキャスト規約（案）

### （名称）

第1条 福岡市科学館の基本理念・運営方針に賛同する福岡市科学館運営サポーターの中で、演示業務に就く個人を福岡市科学館サイエンスキャストと称する。

### （目的）

第2条 この規約は、福岡市科学館における福岡市科学館サイエンスキャストの登録及び活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （活動）

第3条 福岡市科学館の業務において、サイエンスショーもしくはテーブルサイエンスの演示を行う。

### （登録要件）

第4条 福岡市科学館サイエンスキャストに登録できる方は、次の要件を満たす方とする。

1. サイエンスコミュニケーションに関心があり、福岡市科学館の基本理念・運営方針に賛同していただける方
2. 福岡市科学館の各業務において、福岡市科学館スタッフ、他の福岡市科学館運営サポーター、関係者と協力・協調できる方
3. 福岡市科学館サイエンスキャスト募集説明会・各種研修に参加できる方
4. 大学生以上の方

### （登録）

第5条 福岡市科学館学生サポーターの登録手続きは、以下のとおりとする。

1. 福岡市科学館が開催する福岡市科学館サイエンスキャスト募集説明会に参加する
2. 「福岡市科学館サイエンスキャスト登録申請書(新規・変更・更新)」を、福岡市科学館館長（以下「館長」と称する）に提出する
3. 福岡市科学館は審査として、申請された「福岡市科学館サイエンスキャスト登録申請書(新規・変更・更新)」及び個人面談で、第4条に規定する登録要件を確認する
4. 福岡市科学館サイエンスキャスト登録希望者は、福岡市科学館による登録要件確認後、座学研修と演示研修を受ける
5. 演示研修合格後「福岡市科学館サイエンスキャスト規約同意書」等を館長に提出し、館長は福岡市科学館サイエンスキャストとして登録する

### （報酬）

第6条 サイエンスショーもしくはテーブルサイエンスの演示日には、以下の報酬を支払う。

1. サイエンスショー 1公演 1,200円（補助は700円）
2. テーブルサイエンス 1公演 700円

(交通費)

第7条 サイエンスショーもしくはテーブルサイエンスの演示日には、自宅から福岡市科学館までの交通費(実費)を支払う。

(登録期間)

第8条 登録期間は1年間とし更新制とする。更新時は、第5条第2項および第3項に規定する手続きをもって更新する。

(登録事項の変更)

第9条 登録事項に変更が生じたときは、第5条第2項に規定する手続きをもって、速やかに登録事項を変更する。

(活動休止若しくは登録抹消)

第10条 福岡市科学館サイエンスキャスト登録者が次の事項に該当するときは、活動休止若しくは登録を抹消する。

1. 福岡市科学館サイエンスキャストから「福岡市科学館サイエンスキャスト(活動休止・登録抹消)申請書」を提出されたとき
2. 第4条に規定する登録要件を満たさなくなったとき
3. 福岡市科学館サイエンスキャストとしての適格性を欠くと認められたとき
4. 就職、転居等の事由により活動が不適となったとき
5. その他、館長が必要であると認められたとき

(庶務)

第11条 福岡市科学館サイエンスキャストに係る庶務は、福岡市科学館事業推進グループ市民参画担当及び、各業務担当において行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、福岡市科学館サイエンスキャストに関し必要な事項は、館長が別に定める。

